

平成23年8月
総務省選挙部

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び
長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の
特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令の概要

1 趣旨

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の規定に基づき、同項の指定市町村及び指定県に係る選挙期日（特例選挙期日）を定める。

2 特例選挙期日

岩手県陸前高田市外7市町村の区域において行われる市町村の議会の議員又は長の選挙及び岩手県の区域において行われる県の議会の議員又は長の選挙について、特例選挙期日を定める。

※ 他の選挙及び区域については、今回と同様に本政令を改正することにより、特例選挙期日を定めることとする。

団 体 名	特 例 選 挙 期 日
岩手県のうち 大槌町、田野畑村	平成23年8月28日
岩手県 岩手県のうち 陸前高田市、釜石市、山田町 宮城県のうち 塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町	平成23年9月11日

3 施行期日

公布の日から施行する。